

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した  
被保険者等に係る国民健康保険料減免取扱要綱

令和2年7月8日制定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、防府市国民健康保険条例（昭和44年防府市条例第30号）第23条、防府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年防府市規則第1号。以下「規則」という。）第21条の規定及び「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に関する財政支援の基準について（令和2年5月1日保国発0501第1号。以下「厚生労働省通知」という。）」に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(保険料の減免の対象とする世帯及び減免額)

第2条 保険料の減免の対象とする世帯及び減免額は、厚生労働省通知の別紙1「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村保険者の国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の算定基準について」に基づき、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯 別表第1で算出した対象保険料額に、別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額

(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)

が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項第2号の規定に関わらず、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、対象保険料額の全部を免除する。

3 第1項第2号に該当する世帯で、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当し、保険料の軽減措置の対象となる者については、同令による保険料の軽減を行うこととし、第1項第2号による減免は行わない。ただし、給与収入に加え、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合は、次の各号に従い、第1項第2号による減免を行う。

（1）別表第1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。

（2）別表第2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。

4 第1項各号に掲げるいずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

（減免の対象となる保険料）

第3条 減免の対象となる保険料は、令和元年度から令和4年度までの保険料であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日まで

の間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

- 2 前項に該当する場合であって、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とする。

（減免の申請）

第4条 保険料の減免を受けようとする者は、規則第14号様式に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した場合 死亡診断書の写し等
- （2）新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 医師の診断書の写し等
- （3）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業等を廃止した場合 事業収入等の状況申告書（第1号様式）及び廃業届等、廃業の事実が確認できる書類
- （4）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が失業した場合 事業収入等の状況申告書（第1号様式）及び離職票等、失業した事実が確認できる書類
- （5）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合 事業収入等の状況申告書（第1号様式）及び申請までの一定の期間に係る帳簿や給与明細書等、収入額が確認できる書類

（審査及び決定）

第5条 市長は前条の申請があったときは、第2条に基づき、減免の適否を審査決定し、規則第15号様式により通知する。

（減免措置の変更、取消）

第6条 市長は、虚偽その他不正行為により保険料の減免の決定を受けた者がある場合は、減免の決定を変更又は取り消すことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

別表第 1

対象保険料額 = $A \times B \div C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に 係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその 合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する 全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第 2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

事業収入等の状況申告書

令和 年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 (世帯主) 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

国民健康保険料の減免申請をするため、次のとおり申請します。

1 世帯の主たる生計維持者の氏名

2 世帯の主たる生計維持者に係る令和 年中の収入状況

<給与収入> 単位：円  <事業収入> 単位：円  <不動産収入> 単位：円  <山林収入> 単位：円

3 世帯の主たる生計維持者に係る令和 年中の収入状況

<給与収入> 単位：円		<事業収入> 単位：円		<不動産収入> 単位：円		<山林収入> 単位：円		
	収入実績額	収入見込額		収入実績額	収入見込額		収入実績額	収入見込額
1月			1月			1月		
2月			2月			2月		
3月			3月			3月		
4月			4月			4月		
5月			5月			5月		
6月			6月			6月		
7月			7月			7月		
8月			8月			8月		
9月			9月			9月		
10月			10月			10月		
11月			11月			11月		
12月			12月			12月		
合計額			合計額			合計額		

収入見込額の算出方法

4 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額

<給与収入> 単位：円		<事業収入> 単位：円		<不動産収入> 単位：円		<山林収入> 単位：円	
保険金等の種類	金額	保険金等の種類	金額	保険金等の種類	金額	保険金等の種類	金額

(記入上の注意)

- 1~4の太枠内についてご記入ください。
- 2 世帯の主たる生計維持者に係る令和 年中の収入状況には、世帯の主たる生計維持者の令和 年中の収入額を収入の種別毎（給与収入、事業収入、不動産収入及び山林収入に限る）に記入してください。なお、記入した金額が確認できる書類を添付してください。
- 3 世帯の主たる生計維持者に係る令和 年度中の収入状況には、世帯の主たる生計維持者に係る令和 年中の収入月額を収入の種別毎（給与収入、事業収入、不動産収入及び山林収入に限る）に次の(1)、(2)のとおり記入してください。
  - (1) 「収入実績額」の欄には、令和 年1月から申請日の属する前月までの実績額を記入してください。なお、記入した金額が確認できる書類を添付してください。
  - (2) 「収入見込」の欄には、申請日の属する月から令和 年12月までの収入見込額を記入してください。なお、廃業や失業等の事実が確認できる書類を添付してください。
- 4 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額には、収入が減少することにより受け取った（受け取る見込）の保険金や損害賠償金等の名称及びその額を、収入の種別毎に記入し、記入した金額が確認できる書類を添付してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）については含めないように入力してください。